

## まつもと冬割キャンペーン宿泊割引実施要綱

### (趣旨)

第1条 松本市（以下「市」という。）は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響により、特に大きな打撃を受けた観光産業の早期回復を図るため、市内における宿泊を伴う商品等を造成・販売する旅行会社や宿泊事業者（以下「対象事業者」という。）に対し、予算の範囲内において、宿泊代金等から割引額を交付することとし、その割引額については、本要綱の定めるところによる。

### (事務取扱者)

第2条 市からまつもと冬割キャンペーン事業運営を委託された「まつもと冬割キャンペーン事務局」（以下「事務局」という。）が事務の取扱いを行う。

### (事業内容)

第3条 まつもと冬割キャンペーンは、旅行商品代金・宿泊料金の低廉化事業とする。

- 2 松本市内における2泊以内の旅行商品又は宿泊を対象に、旅行商品代金又は宿泊料金を割り引いて販売した場合、割引額を交付する。販売方法によって割引後の価格表示が困難な場合は事務局に相談の上、許可を得て販売すること。

### (割引の対象商品)

第4条 本事業における宿泊割引の交付対象となる商品は市内宿泊施設への宿泊が含まれる個人旅行及び団体旅行商品とする。

- 2 本事業における宿泊割引の対象利用は以下のとおりとする。また、FDA（信州まつもと空港に限る）利用者についても、宿泊は松本市内の参加事業者より予約を行うこととし、市外事業者が販売する企画商品は適用外とする。

(1) 長野県内在住者

(2) FDA（信州まつもと空港に限る）を利用して来松した県外在住者

- 3 宿泊割引の交付対象となる対象事業者は、宿泊割引の対象となる商品の販売に際して、本事業であることを明らかにするため、対象額の割引を行った本キャンペーンの対象商品であることを明記すること。

4 その他、次の各号に留意すること。

(1) 宿泊割引の対象となる商品の購入回数に制限は設けない。

(2) 連泊の上限については、1人1宿泊旅行あたり2泊までとする。

(3) 12/23まで長野県で実施している「県民支えあい 信州割SPECIAL 宿泊割」との併用は認めるが、その場合、割引前の金額設定を13,000円以上とすること。単独利用の場合、9,999円以下の場合本事業、10,000円～12,999円の場合は「県民支えあい

信州割SPECIAL 宿泊割」を適用することで交付額を最大限に適用出来る。また、GOTOトラベルキャンペーンが再開した場合については、後日発表することとする。

(4) 観光を主たる目的としない旅行についても適用することとする。

5 次の各号のいずれかに該当するものは、対象から除くものとする。

- (1) 旅行催行の実現性が低いと判断されるもの。
- (2) その他、市及び事務局が不相当と認めるもの。

(割引金額)

第5条 割引金の交付額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「旅館・ホテル営業」及び「簡易宿所」への交付額は1人(人泊)あたりの販売価格が税込6,000円以上の商品については税込3,000円とする。
- (2) 部屋貸しの販売価格及び住宅宿泊(民泊)については、1室あたりの販売価格が税込6,000円以上の商品については税込3,000円とする。
- (3) 旅行商品代金が1人(人泊)あたり税込6,000円以上の商品については税込3,000円とする。

(割引対象期間)

第6条 「第11条 交付決定額のお知らせ」に規定する交付決定を受けた日から予約・販売された旅行商品のうち、令和3年12月1日から令和4年3月27日までの宿泊分とする。

(事業の一部停止)

第7条 次の各号のいずれかに該当するものは、事業を停止する場合がある。

- (1) 松本圏域が、感染症により長野県の定める警戒ステージのステージ5(特別警戒II)発令期間中であるとき。
- (2) 長野県以外の地域が、感染症により地域の往来の抑制及び外出自粛等の発令期間中であるとき。
- (3) その他、事務局が停止と判断したとき。

(対象事業者)

第8条 支援金の交付の対象となる者(以下、「対象事業者」という。)は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 次のア～ウのいずれかに該当するもの  
ア 市内にある宿泊施設を運営するもののうち、次のいずれかに該当するもの。

(ただし、本事業に参画している旅行会社経由の予約については支援金の交付の対象外とし、本事業に参画していないOTA(オンライン旅行会社)を含む旅行会社経由の予約については支援金の交付の対象とする。)

① 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の規定により旅館業(下宿営業を除く。)の許可を受けた者のうち、同法第2条第2項から第3項の規定による「旅館・ホテル営業」及び「簡易宿所」を営む者であり、宿泊時に宿泊者の居住地の確認及び宿泊者に対して感染防止の協力を依頼できるもの。

また、県外在住者については、FDA(信州まつもと空港に限る)を利用したとわかるものの確認ができるもの。

② 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項により住宅宿泊事業を営む旨の届出をしたものであり、宿泊時に宿泊者の居住地の確認及び宿泊者に対して感染防止の協力を依頼できるもの。

また、県外在住者については、FDA(信州まつもと空港に限る)を利用したとわかるものの確認ができるもの。

イ 市内に事業所を有し、旅行業法第3条に規定する旅行業の登録を受けたものであり、予約申込時に旅行者の居住地の確認及び旅行者に対して感染防止の協力を依頼できるもの。

ウ 対象事業者として事務局が適当と認められるもの

(2) 事務局が示すクーポンの配布手法が実施できるもの

(3) 交付決定後、速やかに補助事業を開始できるもの

(対象事業者の遵守事項)

第9条 対象事業者は次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 感染症拡大防止の取組み

(ア) 長野県が定めた「信州版 新たな旅のすゝめ」に沿った感染防止の取組みを実施すること。

(イ) 業界団体が示しているガイドラインを参考に、感染予防の対策に継続的に取り組むなど、宿泊者に安心してもらえる環境を提供すること。

(2) 宿泊割引の交付の対象となる対象事業者は、自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

(ア) 役員等(対象事業者が個人である場合にはその者を、対象事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、対象事業者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。)が松本市暴力団排除条例(平成24年4月1日施行)第2条第2号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

- (イ) 暴力団（松本市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (3) 対象事業者は、前号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。
  - (4) 対象事業者は、当事業により宿泊を利用しようとする者に対して、事前に感染症対策に係る警戒情報をホームページ等により確認し、行動するように周知すること。
  - (5) 不正利用防止のために、不正利用を極力排除するための措置を講じること。
  - (6) 宿泊割引の交付対象となる宿泊事業者は、宿泊割引の交付対象となる旅行会社で予約を受けた利用者分も含め、記載済みの宿泊証明書（PDF）に必ずパスワードをかけてメール添付にて事務局に提出することとする。なお、宿泊証明書（PDF）にパスワードを設定することが出来ない場合は、郵送にて送付することとする（郵送費は事業者負担とする）。

（宿泊割引の対象事業者への申請）

第10条 対象事業者は、対象事業者指定申請書（様式第1号）を提出するものとする。

2 対象事業者指定申請書・誓約書に添付する書類については、対象事業者ごとに設定し、次のとおりとする。また、各書類はまつもと冬割キャンペーンホームページにて公開を行う。

- (1) 市内にある宿泊施設を運営するもの
  - (ア) 誓約書（様式第2号）
  - (イ) 交付金算出シート（様式第3号）
  - (ウ) 宿泊施設のパフレット等概要がわかるもの
  - (エ) 旅館業営業許可証もしくは住宅宿泊事業届出済であることが証明できるものの写し
  - (オ) 宿泊料金表（書式任意）
  - (カ) 口座確認書（様式第12号）
  - (キ) 前号の指定口座通帳の写し

- (ク) その他事務局が必要と認める書類
- (2) 市内に事業所を有し、旅行業法に基づき旅行業の登録を受けたもの
  - (ア) 誓約書（様式第2号の2）
  - (イ) 交付金算出シート（様式第3号の2）
  - (ウ) 行程表、宿泊・旅行プラン等、まつもと冬割キャンペーンで販売する内容・手法がわかる書類
  - (エ) 旅行業登録票の写し
  - (オ) 口座確認書（様式第12号）
  - (カ) 前号の指定口座通帳の写し
  - (キ) その他事務局が必要と認める書類

3 対象事業者指定申請書及び添付書類の提出先は事務局とし、まつもと冬割キャンペーンホームページ申し込みフォームにて受付を行う。提出に関する詳細については次のおりとする。

(1) 申し込みフォーム

まつもと冬割キャンペーンホームページ

リンク：<https://www.matsumoto-kanko.jp/>

(2) 問い合わせ先

原則は、前号に記載のホームページ申し込みフォームでの提出とするが、やむを得ない事情により郵送を希望する場合は下記事務局に相談し、事務局が承知した場合に限り郵送での提出を認めることとする。

まつもと冬割キャンペーン宿泊割引事務局（株式会社ジャッツ内）

営業時間：平日10:00～17:00（土日祝、年末年始休業）

住所：〒140-0011 東京都品川区東大井2-13-8 ケイヒン東大井ビル4階

電話：03-5762-3382

Mail：[matsumotofuyuwari\\_syukuhakuwari@nta.co.jp](mailto:matsumotofuyuwari_syukuhakuwari@nta.co.jp)

(3) 提出期限 令和3年11月19日（金）17時まで

対象事業者への登録は前項の提出期限内のみ受け付け、期間終了後の申請は受け付けない。ただし、申請の状況により再度募集を行うことがある。

(4) 提出形式 PDFファイルにて申し込みフォームにアップロードを行うこととする。

(5) 提出方法

前号申し込みフォーム上での提出とする。ただし、事業者の希望に応じて事務局が承認した場合に限り、郵送での提出を認めることとする。

(6) 留意事項

市内に複数の宿泊施設等を営業している事業者はその施設ごとに申し込むこと。

2 本登録申請を行う宿泊事業者のうち、自施設内の飲食やサービス提供において本事業クーポン取扱に参画する者は、本登録申請のほか、クーポン取扱登録申請も行うこととする。

る。

(交付決定額の通知)

第11条 事務局は、内容を審査し、市と協議の上、宿泊割引の交付額を決定し、宿泊割引対象事業者指定採用決定通知書(様式第4号)により通知する。

また、審査のうえ対象事業者にならなかった場合は不採用通知を行う(様式第4号の2)

2 前項により決定した交付額は、執行状況により、市と事務局の協議のうえ変更する場がある。

(進捗状況の確認)

第12条 対象事業者は、事業の進捗状況等の報告の為、必要事項を記載した進捗状況ヒアリングシート(PDF)をメール添付にて月2回事務局に提出することとする。

(交付金額の変更)

第13条 交付決定額通知後に、次に掲げる事由により対象事業者が実施計画の変更をしようとする場合は、**事前にまつもと冬割キャンペーン宿泊割引事務局に相談の上変更申請書(様式第5号)を取得し、必要事項を記入の上、提出することとする。**

- (1) 交付目的に変更をもたらす、事業の実施内容の変更
- (2) 交付決定額の上限、下限を超える変更

2 変更申請書に添付する書類及び提出先等については次のとおりとする。

- (1) 交付金算出シート(様式第3号)
- (2) その他事務局が必要と認める書類

(交付金額の変更決定)

第14条 前条の交付金額の変更申請を受け、**事務局は進捗状況ヒアリングシートの内容とあわせて審査を行い、市と協議の上、交付金額の変更を決定し、交付金変更交付決定通知書(様式第6号)により通知する。**

(月次報告及び月次請求)

第15条 対象事業者は毎月1回、必要事項を記載した下記の書類(PDF)をメール添付にて事務局へ提出することとする。

- (1) 月次報告書(様式第7号)
- (2) 実績内訳シート(様式第9号)または(様式第9号の2)
- (3) 宿泊証明書(様式第13号) ※宿泊事業者のみ
- (4) 送客実績がわかる書類(台帳、引受書など様式任意) ※旅行事業者のみ
- (5) その他事務局が必要と認めるもの

- 2 毎月1回の報告は、宿泊日（旅行商品については最終宿泊日）を基点として、当月（1日から末日まで）の実績を翌月10日までに提出しなければならない。
- 3 対象事業者は、月次報告にあわせて、月次請求書（様式第11号）を提出することができる。
- 4 事務局は、前項による宿泊割引分の請求があった場合は、該当対象事業者が提出した実績内容と照合し、請求内容の確認を行う。
- 5 事務局は、対象事業者への精算が月次請求以外で必要と認められる場合には、事業者との調整の上、最大1回まで精算を行うものとする。

#### （割引額の精算）

第16条 事務局は、第15条第3項の規定による適正な請求書を受理した日から、30日以内に対象事業者に宿泊割引分の精算を行うものとする。

#### （割引額の精算条件）

第17条 宿泊割引の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）本要綱の規定に従うこと。
- （2）対象事業者は、まつもと冬割キャンペーンに係る経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- （3）対象事業者は、まつもと冬割キャンペーンに関する帳簿及び証拠書類を整備し、宿泊割引の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこと。
- （4）宿泊割引の対象となる商品の販売に際しては、取引先等の関係者へ優先販売することを禁止する。
- （5）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業を営んでいないこと。

#### （実績報告）

第18条 対象事業者は、当該事業が完了したときは、必要事項を記載した実績報告書（様式第10号）（PDF）を別途定める期日までにメール添付にて事務局へ提出することとする。

2 実績報告書に添付する書類は次のとおりとする。

- （1）事業実績書（様式第8号）
- （2）その他事務局が必要と認めるもの

#### （状況報告書及び調査）

第19条 事務局は、必要に応じて対象事業者から報告を求め、または調査することがで

きる。

(宿泊割引の交付決定の取消し)

第20条 事務局は、対象事業者がこの規定の規定に違反した場合や不正な申請を行った場合は、宿泊割引の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、宿泊割引を交付した後においても適用する。

(宿泊割引の交付額の返還)

第21条 事務局は、宿泊割引の交付の決定を取り消した場合において、対象事業者の当該取消しに係る部分に関し、その返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた対象事業者は、事務局が指定する期日までに、直ちに宿泊割引の精算を受けた額を返還することとする。

(費用の負担)

第22条 この規定に基づく手続き及びまつもと冬割キャンペーンの実施に関し、対象事業者が不利益を被る場合であっても、市及び事務局は一切の費用を負担しないものとする。

(不正利用の防止について)

第23条 対象事業者は不正利用防止のために、不正利用を極力排除するための措置を講じなければならない。

(問い合わせ)

第24条 まつもと冬割キャンペーン宿泊割引事務局（株式会社ジャッツ内）

営業時間：平日10:00～17:00（土日祝、年末年始休業）

住所：〒140-0011 東京都品川区東大井2-13-8 ケイヒン東大井ビル4階

電話：03-5762-3382

Mail：matsumotofuyuwari\_syukuhakuwari@nta.co.jp

第25条 この規定に定めのない事項については、市と事務局が協議の上、決定する。

附 則

この要綱は、令和3年11月8日から施行する。